

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす介護保険の第1号被保険者（65歳以上）の方は、申請により保険料\*が減免となります。

※令和元年度分及び令和2年度分の保険料のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。）が定められている保険料

## 減免の対象者となる方

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡した、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者



保険料を全額免除

②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少（※1）が見込まれる第1号被保険者



保険料の全部又は一部を減額

（※1）主たる生計維持者について、次のすべてに当てはまる世帯

・令和2年の事業収入・給与収入・不動産収入、山林収入のいずれかの収入が、収入の種類ごとに見た場合に、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

（注）保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は収入の減少額から控除します。

・収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

## 提出書類

※ 申請書等は、砺波地方介護保険組合ホームページ（<http://www.pci-area.tonami.toyama.jp>）からダウンロードまたは申請窓口より取り寄せてください。

### ● 「介護保険料減免申請書」（1人につき1枚）

#### ● 添付書類

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、又は重篤な傷病を負った場合

1. 死亡診断書の写し、入院証明書、医師の診断書等（写し可）

②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合

1. 「介護保険料減免に係る減収申出書」（主たる生計維持者）

2. 主たる生計維持者の減収が見込まれる令和2年の収入について、申請時までの直近の金額がわかるもの（給与明細書、給与支払証明書、帳簿、収支内訳書等その他所得がわかる書類）（写し可）

3. 事業の廃止、失業がある場合は確認できるもの（離職（退職）証明書、解雇通知書、雇用保険手続き関係書類（雇用保険受給資格者証等）、公的機関への休業又は廃業の届け出の写し、事業主の事業休廃止の申立書等）（写し可）

### ● 「介護保険料還付申請書」（※還付が発生する場合）

通帳またはキャッシュカードの写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの）を添付ください。

## 保険料の減免額

対象となる  
期間の保険  
料額

×

主たる生計維持者の  
減少が見込まれる収  
入に係る令和元年の  
所得金額

÷

主たる生計維持者  
の令和元年の合計  
所得金額

× 減免割合（※2）

### 減免割合一覧（※2）

主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額等	減免割合
200万円以下	10/10
200万円超	8/10
事業等の廃止又は失業の場合	10/10

## 減免額の計算例

### 【主たる生計維持者の収入が10分の3以上減少する見込みがある場合】

- ・免除申請保険料 71,700円（A）
- ・主たる生計維持者の収入について

		令和2年中 収入見込み額	保険金・損害賠償 等により補填され るべき金額	令和元年中 収入金額	令和元年中 所得金額
事業収入	○	1,000,000円	500,000円	3,000,000円	2,000,000円
給与収入					
不動産収入	×	1,000,000円	0円	1,000,000円	500,000円
山林収入					
上記以外の収入					2,000,000円
該当する所得の合計額		1,000,000円	500,000円	3,000,000円	（B）2,000,000円
主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額					（C）4,500,000円

### 【保険料の減免額】

71,700円（A）× 2,000,000円（B）÷ 4,500,000円（C）× 8/10 = 25,400円  
（100円未満切り捨て）

※減免割合一覧より、前年の合計所得金額が200万円以上のため減免割合は8/10となります。この例の場合は、減免額は25,400円となります。

## 申請窓口

<b>砺波市高齢介護課</b> 砺波市栄町7番3号  電話：0763-33-1111	<b>小矢部市健康福祉課</b> 小矢部市鷺島15番地 （小矢部市総合保健福祉 センター内） 電話：0766-67-8605	<b>南砺市地域包括ケア課</b> 南砺市北川166番地1 （南砺市地域包括ケアセン ター内） 電話：0763-23-2034	<b>南砺市ふくし総合窓口</b> 南砺市荒木1550番地 （福光庁舎内） 電話：0763-23-2032
---	--	---	--

## 問い合わせ先

砺波地方介護保険組合 砺波市栄町7番3号 電話：0763-34-8333